

危機管理法制ハンドブック

巻頭言

- 事例1 担任が替わって授業が分からないので、元の担任に戻してほしいと要求された事例
- 事例2 女児同士の喧嘩が基で、保護者間の摩擦対応による事例
- 事例3 学校内の手術・入院を要する事故について被害者の保護者から付き添いのための「休業補償」を要求された事例
- 事例4 けがの有無がはっきりしない状態で治療費を要求された事例
- 事例5 給食費や学級費を未納の保護者に支払いを拒否された事例
- 事例6 茶髪等の校則に関する学校の指導に対して拒絶反応を示された事例
- 事例7 校則違反を指導されたことで不登校になったと、学校に責任を要求された事例
- 事例8 学校の管理外で、生徒の加害責任から慰謝料と治療費を要求された事例
- 事例9 保護者が児童を家から連れ出し、行方が分からなくなった事例
- 事例10 いじめを受けた児童の保護者から担任の責任を問われ、担任の転任を要求された事例
- 事例11 仕事の都合による、児童の学習機会損失容認を要求する事例

回答作成者：石松 敏幸・税所 賢一・柴田 悦子・靄 拓也・中村 学

監修・編集：九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門准教授 元兼 正浩

2011年3月

巻 頭 言

「水と安全はタダ」と考えてきた日本人にとって阪神淡路大震災と地下鉄サリン事件が相次いで起きた1995年は「危機管理元年」とよばれる転換点であった。2011年3月11日。未曾有の大災害にふたたび直面した我々は果たしてこの十数年の間にどのような危機管理能力を身につけ、どのような点がまだ足りていないのだろうか。もちろん学校を取り巻く危機はこうした大地震ばかりではない。0-157などの食中毒、不審者侵入による校内刺殺、登下校中の連れ去り事件、施設瑕疵による学校事故、プール事故、新型インフルエンザ、保護者クレームの増加、いじめ自死、既存不適格校舎、給食費滞納、教職員の不祥事など危機は枚挙に暇がない。こうした次々に押し寄せるさまざまな危機に対して、十分に対処できる知恵とスキルを有した組織体に日本の学校はなったのだろうか。

本冊子は平成22年度福岡教育大学教職大学院「学校の危機管理」演習の授業成果の一部である。同演習では、危機管理をめぐる諸理論を「学校における危機」という場に援用し、その危機を「いかに管理するか」について学校改善コース1期生の5名とともに検討した。危機に瀕しているとされる学校を取り巻く内外環境の変化は著しく、先行き不透明の時代において、危機をゼロにするまでに完全回避することは不可能であるが、危機（リスク）をアセスメント（評価）し、許容できるレベルにまでリスクを減じること、危機発生時のシミュレーションを事前におこない、実際の危機（クライシス）に直面した際は関係者とコミュニケーションをとり最善の対応を図ることが「管理する」ことである。そのためには管理職・教師、授業、生徒指導、組織体制、法令順守（コンプライアンス）、保護者対応ばかりでなく、子どもたちの内面問題、関係機関との連携、防犯のまちづくり、そしてオープン・スペース・スクールや耐震補強などの学校施設、すなわち、「人からコンクリート」までの知識やスキルが不可欠となる。そのなかで本報告書では法的対応を中心に整理した。

具体には、県内のある教育長が実際に体験した11の事例を福岡県教育庁義務教育課が作成した『学校問題解決！対応ガイドブック』（2010年、全39頁）のフレームを参照してフローチャートのようにまとめることとした。全員が全事例に取り組んで議論したうえで、担当者を決めて仕上げていくプロセスを踏んだが、欲張りすぎて時間的に厳しく、各自の最終課題の集成というかたちとなってしまった。責任はすべて元兼にある。十分な議論ができなかった箇所もあり、発刊は今後さらなる改善に向けて検討していくためのタタキ台という趣旨ゆえ、ご高覧の上、忌憚のないご意見・ご教示をいただけると幸甚である。

被災された方々の心身の回復と東日本の復興を祈念して

平成23年3月20日

九州大学大学院 教育学部門

准教授 元兼正浩（教育法制）

事例1 担任が替わって授業が分からないので、元の担任に戻してほしいと要求された事例

【事例内容】

小学校低学年女子の母親から「担任が替わって、子どもは授業が分からなくなったと言っている。元の担任に戻してほしい。」との電話が教育委員会にあった。教育委員会は受け入れられない旨を伝えたが、学校長は母親に対してどのような対応をしたらよいか。

- 保護者(母親)からの「担任が替わって、子どもは授業が分からなくなった。元の担任に戻してほしい。」という苦情及び不当な要求については、次の順序に従って解決していくべきです。

失敗しないためのポイント

学校の組織的対応・保護者との連携・児童への対応

- 1) 校長は教育委員会にあった電話の内容を熟知しておく。
- 2) 教頭や教務主任、生徒指導主任、さらには担任との対応策を練る。
- 3) 校長(もしくは教頭)は母親の訴えをしっかりと聴く
- 4) 母親の訴えをもとに、教頭や教務主任、学年主任、担任と対応策を練る。
特に、担任には次の2点の確認をする。
 - ① 授業の進め方や子どもとのかかわりの事実確認をする。
 - ② 授業以外による原因はないかの事実確認をする。
- 5) 対応策をもとに、校長は母親との対応
- 6) 校長(もしくは教頭)との対応後、担任と母親との話し合いをもつことができるようにする。
- 7) 母親との対応後、担任と子どもとの話し合いをもつことができるようにする。

①担任の授業の進め方や児童へのかかわりについては、管理職や教務主任が授業観察をしたりTT等による指導形態の工夫をしたりしながら、解決していくべきです。

学校長は学校としては対応の仕方を決定し、全教職員による授業改善の取り組みをしていくよう推進していくようにします。そして、学校便り等をとおして、学校が取り組み、効果を上げている事実を具体的に発信し、説明するようになることが大切です。

当該教師の責任や力量不足のみに限定した対応にするのではなく、学校経営の問題として全教職員が協働して組織的に対応できるようにします。

②授業以外による原因については、同学年や保護者等と連携し児童と共感しながら、解決していくべきです。

教師という立場は保ちながらも、児童の「親」の立場ということも考慮し、自分がその親の立場に立ちながら、話し合いをすることが大切です。

保護者は、具体的な解決を期待するだけでなく、共感してくれる教師を求めて相談してくるケースも多いので、保護者と共感しながら・・・という教師としての重要なスキルを身に付けておくことも要求されます。児童の立場を尊重し理解することで、児童のみならず、保護者との関係構築に良好な影響をもたらします。

- 保護者間の悩み共有ができるコミュニケーションの機会を学校体制として整備することが重要です。懇談会の在り方も教師と学級役員とのコミュニケーションを図りながら、学年懇談会として実施する等、よりよい話し合いができるよう工夫・改善していくことが重要になってきます。

事例2 女児同士の喧嘩が基で、保護者間の摩擦対応による事例

【事例内容】

小学校中学年女児同士の喧嘩が基で、母親同士の仲が悪くなった。一方の親から「相手の母親に謝るように指導してほしい。」との電話が学校長にあった。保護者間の摩擦に、学校はどこまで対応すべきか。

- 校長は担任へ、次の順序に従って保護者間の摩擦の事実確認をさせ、両方が解決方向に向かうよう指導助言しながら解決させていくべきです。

成功したポイント 同学年、元担任との組織的対応

- 1) 女児同士の喧嘩がいつ、どこで、どのような喧嘩であったか。
- 2) 誰が、どのようにかかわっていたか。 3) 原因は何か。
- 4) 結果として一方の親からの訴えだけでなく、もう一方の親の話を聴き、どのような状況が生じているか。
- 5) 元学年担任に、女児同士のもめごとがなかったか。

- 担任が両保護者の確認した事実や対応策の方針を具体的に両保護者に伝える。保護者等との信頼関係がその後の対応において大切です。
両保護者の思いをしっかり受けとめながら、必要なことは伝えるべきです。

失敗しないためのポイント 両保護者との連携

- 1) 両保護者の正確な事実の説明
 - ・ 事実や経緯を、確かな記録と事実に基づいて説明する。
- 2) 問題解決のための方針の説明
 - ・ 喧嘩の原因と和解のための今後の方向性について具体的に説明し、両保護者の摩擦の解消に努めるとともに、学校の対応について、両保護者の理解と協力を求める。
原点は「子どもの健やかな成長のために」を合言葉に・・・。
- 3) 学校にて和解する。
 - ・ 担任が時間や場所を調整し、学校に来校してもらい、両保護者の対応をする。

- 教師は“受容・傾聴・共感”しながら、両保護者への対応をすべきです。ただし、同調してはいけません。基本的に“中立のスタンス”で受容・傾聴・共感するようにします。

失敗しないためのポイント 中立のスタンスによる教師の姿勢

- 1) 同調は禁物！
 - ・ 「〇〇さんの言うとおりでですね・・・」
- 2) 中立のスタンスで！
 - ・ 「なるほど、〇〇さんはそう思うんですね。その思いは分かります・・・」
- 3) 話の内容を確認・受け止め・整理する！
 - ・ 話し合いの出発点は「子どものよりよい状況のために・・・」を大切に、教師は両保護者の願いを聞き、受け止め、整理し言語化していくことが必要です。よりよい解決になるよう事実と保護者の気持ちを推測しながら話し合いを推進していきます。

- 担任は話し合い後も日々の学校生活にて、2人の子どもに配慮しながら指導するとともに、定期的に学校の様子を両保護者に伝えていくようにします。

事例3 学校内の手術・入院を要する事故について被害者の保護者から付き添いのための「休業補償」を要求された事例

【事例内容】

小学校高学年女子の体育の授業中、二人一組で倒立の練習をしていたA子の靴先が、補助をしていたB子の眼にあたり、眼窩を骨折して手術と入院が必要となった。B子の母親は、会社勤務である。入院しているB子に母親が付き添うためには会社を休まなければならない。母親が会社を休んだことによる休業補償を学校に要求された場合、学校や授業中の担当教員は保障に應ずるべきか。また、どのように対応したらよいか。

○ 学校は、学校で起こったけがに対する謝罪をした後、「これからのことは、後日協議した後、後日連絡します」と伝えた。

失敗しないためのポイント

初動における心証の確保と正確な情報収集

- ◇ 母親からの電話があった時点では、B子の容態を聞き、心配している旨、また、学校で起こった事故に対する謝罪を丁寧に行い母親の良い心証を確保することが大切です。この心証の良さが後々、話をスムーズに進めるポイントになることがあります。
- ◇ 情報を収集するための時間の確保が大切です。「後日連絡します」と伝え、1～2日の間で、担任、A子及び当時A子の周りにいた児童で目撃した児童から「体育時の危険回避に関する指導内容」「事故当時のサポート状況」「練習時のA、B子の会話」「その他の目撃情報」等、できるだけ多くの客観的な情報を集めましょう。
- ◇ 教育委員会へ時系列に沿って、事実を客観的に伝え、善後策を協議しましょう。補償を要求してきていますので、学校のみでの対応にはならないようにしましょう。また、可能なら病院へ連絡をして付き添いの必要があるかどうか養護教諭等を通じて、確認しましょう。

○ 調査の結果、学校に過失（担任が全指導・安全配慮を怠っている等）があり、B子の保護者に謝罪をし、今後の対応について話し合った。

失敗しないためのポイント

丁寧な謝罪と具体的な対応策の提示

- ◇ 校長及び担任で、B子の保護者と面会し、聞き取った事故当時の状況、学校・担任の指導状況を丁寧に説明し、学校側の過失でけがに至ったことを改めて心から謝罪しましょう。
- ◇ 児童のけがに対する補償については、養護教諭等とスポーツ振興センター災害給付金等の説明を行い、治療・療養に対する一定程度の補償があることを丁寧に説明しましょう。
- ◇ 付き添いの必要性に関する病院の見解を保護者に聞き、必要性があるということであれば診断書をとってもらうように話しましょう。
- ◇ A子の家庭へ、連絡をし、A子の心のケアもあわせて行いましょう。

○ 付き添いの必要があると訴えられ、診断書も提示された。

失敗しないためのポイント

関係機関との連携

- ◇ 診断書が正式なものであったのなら、時間をもらい、教育委員会へ連絡しましょう。その上で、休業補償が補償の対象となるのか、専門機関とも連携し、判断しましょう。
- ◇ 判断が決まったら、校長、教育委員会（必要に応じて弁護士等関係機関も）とB子の保護者宅を訪問し、補償の有無を丁寧に説明しましょう。

事例4 けがの有無がはっきりしない状態で治療費を要求された事例

【事例内容】

運動会終了後、6年生女兒2人が会場の後片付けで長机を運んでいた。その場に通りかかった女性が机の端で打った。その時点では女性は何のこともなかったが、翌日、男性から「レントゲンを撮ったら打ったところにヒビが入っている。治療費を出せ。」との電話があった（女性が病院に行ったかどうかはわからない）。学校は、どのような対応をすべきか。

- 男性からの電話では、学校で起こったけがに対するお詫びと女性のけがの心配をしている旨を伝えた。
- 治療費については、学校だけでは、判断できないので、後日連絡する旨を伝えた。

失敗しないためのポイント

初動における心証の確保と正確な情報収集

- ◇ 男性からの電話があった時点では、女性の容態を聞き、心配している旨、また、学校で起こった事故に対する謝罪を丁寧に行い、良い心証を確保することが大切です。この心証の良さが後々、話をスムーズに進めるポイントになることがあります。
- ◇ 男性との会話の中から、「どちらにお住まいですか」「女性のけがはどうですか、医者はなんと言ってますか。どこの病院で受診されてますか」等、上手に情報を引き出すことが大切です。
- ◇ 情報を収集するための時間の確保が大切です。「後日連絡します」と伝え、1～2日の間で、机を持っていた2人の児童及びその周辺にいた児童で目撃した児童から「机の持ち方」「運んでいる状況」「人に当たった感覚の有無」「その当時、周辺に女性の存在を確認したか」「その他の目撃情報」等、できるだけ多くの客観的な情報を集めましょう。
- ◇ 教育委員会へ時系列に沿って、事実を客観的に伝え、善後策を協議しましょう。補償を要求してきていますので、学校のみでの対応にはならないようにしましょう。また、可能なら病院へ連絡をして受診事実があるか養護教諭等を通じて、確認しましょう。

- 子どもや周囲の話から机で打った事実が確認できないので、女性宅へ行き、女性からけがの様子を確認し、診断書の提出を求めた。

失敗しないためのポイント

毅然とした対応と事実確認

- ◇ 女性に児童や周囲の目撃情報等、学校が聞き取った情報を話し、けがの程度を確認しましょう。その際は、はじめからけががないことを疑ってかかるのではなく、患部を養護教諭等と見ながら、心配している旨を伝えましょう。さらに、女性が応対せず、男性のみの場合、女性が出るまでこちらも応対しないようにしましょう。
- ◇ 女性に対して、「保険等の適応には診断書が必要ですので、ご足労ですが、診断書をとっていただけませんか」等、丁寧な語り口で、診断書の提出を求めましょう。
- ◇ 診断書が提出されない限り、以後の対応はしないようにしましょう。

- 診断書の提出もなく、治療費の要求が続くので、関係機関に連絡を取り、対処するようにした。

失敗しないためのポイント

各関係機関との連携

- ◇ 診断書の提出がなく、治療費の要求があった場合は、一度は、再度の診断書の提出を求めましょう。それでも提出がなく、要求が続くときは、教育委員会と相談し、警察や弁護士等、専門機関に判断を任せましょう。
- ◇ ※もし、診断書の提出があったときは、教育委員会と診断書の内容で補償の範囲かどうか相談・判断し、結果を丁寧に女性に伝えましょう。万が一、それでもめるようなことがあれば、判断を司法に委ねましょう。

事例5 給食費や学級費を未納の保護者に支払いを拒否された事例

【事例内容】

給食費や学級費を未納の家庭に学級担任が徴収に行った。父親は「義務教育は無償ではないか。上の子の時も払わずに卒業できた。学校に行かせるなど言うのか。」と、不登校になる事をほのめかし、不登校になった場合の責任を問う始末となり、徴収できなかった。未納の保護者への対応及びこの児童への給食時の対応はどうしたらよいか。

- 保護者の未納の事実が他の児童や保護者に広まらないように注意する。
- 保護者に対しては以後担任以外の職員（教頭か教務）が対応し、給食費は支払いの義務があること保護者は子供に教育を受けさせる義務があることや反した場合の罰則について説明する。

失敗しないためのポイント

法的根拠の明確化

- ◇ 学校給食法6条の2「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条1項に規定する保護者の負担とする。」
- ◇ 本人が自由意思で欠席を選択するのであれば、本人・保護者ともなれば罰則は課されない。なお、学齢期で日本国籍のある本人が学校（小・中学校）に行きたいと希望しているにもかかわらず、保護者が通学しないようにした場合（家事を強制したり、外出させないようにするなど）は、就学義務違反となる。督促を受けても履行しないと、10万円以下の罰金が科される。
- ◇ 支払える能力があるにもかかわらず支払わない場合は、保護者に対して「給食費未納の保護者の給与の差し押さえを裁判所に申し立て、裁判所は滞納者が勤務する会社に給与から一定額を天引きするよう命じた事例があること」を伝える。

- 連絡を密にして、納入するよう働きかけ続ける。校長名の督促状も必要である。学校が取った督促についての手続きは、教育委員会の担当者に連絡しておく。
- 「上の子の時も払わずに卒業」という主張の事実確認を行う。過去にどのような対策を取ったのか、肩代わりして支払っている職員がいないかどうか、また他の学級でも同様の未納がないか調べる。

失敗しないためのポイント

背景を探る

- ◇ 滞納をしている背景を明らかにしていく。退職や倒産等の経済的理由で滞納しているのであれば、納入猶予の手続きをすることを進めたり、民生委員との連絡を取り、要保護・準要保護の措置をとったりするなど、学校外の支援を求める措置をしなければならない。学校給食に対する不満からあえて給食費を納入しないのか、経済的理由で納入できないのか事情を確認した上で対応する。

支払いシステム

- ◇ 給食費を振り込みや引き落としにせず、PTAの組織内に給食費徴収委員会を設置し、各地域の担当委員が毎月家庭訪問し徴収するシステムを採用した学校では、給食費未納の件数は少なかった。

- 児童に対しては通常通り給食を確保する。
- 教育委員会と協議し、法的手続きをとる。

事例6 茶髪等の校則に関する学校の指導に対して拒絶反応を示された事例

【事例内容】

中学2年生の男子生徒の茶髪が校則に違反するため、黒に染めるように指導したが、生徒は指導に従わない。父親は校長に「そんな校則を守らせる必要はない」と、校則に関する指導には常に拒絶反応を示し、指導する教師に対して攻撃的な言動を繰り返す。生徒も校内で自由気ままに振舞い、どの教師の指導も受け入れない。

- 父親が職員室に来て「黒に染めるように指導した教員を出せ」と大声で迫ったときに、校長は、指導した教師をその場に同席させることを拒んだ上、学校の指導方針を父親に説明した。
- 父親は納得せず、「また来る」と言って立ち去って以来、校則に関する指導をする教師に対して、攻撃的な言動を繰り返し、学校は対応に非常に苦慮した。

失敗しないためのポイント

共通理解に基づくブレない学校の指導

- ◇ なぜ茶髪の指導が義務教育で必要なのかを教師全員で共通認識することが必要です。
- ◇ 指導基準に基づきすべての教師が、共通理解・共通実践の徹底を行います。
- ◇ 毅然と対応しながらも、当該生徒・保護者と教師の関係づくりに努めることが重要です。当該学年教師を中心に、当該生徒の心情を受けとめながら粘り強い対応を継続します。その際、定期的な情報交換と具体的指導の修正を教師間で行うことが必要です。

保護者や生徒に、校則や指導の意図を理解してもらうことが大切です。学校は生徒や保護者と信頼関係を結び、粘り強く対応します。

失敗しないためのポイント

組織的対応・教育委員会や関係諸機関との連携

- ◇ 保護者との信頼関係を築くためにも、複数の教員で繰り返し家庭訪問を行い、生徒の将来を見据えての指導であることを伝え、保護者の理解を得よう努めます。
- ◇ 教育委員会に生徒や保護者の状況等の事実関係を報告し、連携を図ります。必要であれば出席停止（学校教育法第26条）も視野に入れて、教育委員会と連携しながら事態の収拾・解決にあたります。
- ◇ 保護者の言動や事実等は正確に記録しておきます。職務遂行に著しく妨げがある場合には、警察等の関係機関との連携も視野に入れておく必要があります。

職員には常に最新の情報を伝え、全職員で組織的に対応することが大切です。職員がチームを組んで対応にあたります。

事例7 校則違反を指導されたことで不登校になったと、学校に責任を要求された事例

【事例内容】

中学3年生の男子生徒が後ろ髪を長く伸ばし、その指導への不満・反発から欠席がちとなり、家に閉じこもるようになった。保護者は子どもを心療内科に連れて行き、病名未記入の診断書を学校に提出し、子どもが不登校になったことに対し「責任」を取るよう要求した。

- 担任教師は男子生徒に、髪を短く切るよう再三指導するが、指導に従わなかった。
- 保護者は診療内科の主治医に、担任教師の指導が原因で家に閉じこもるようになったと、強く主張した。

失敗しないためのポイント

事実関係の把握と組織的な対応

- ◇ まずは、事実関係を丹念に洗い出す必要があります。当該生徒が、後ろ髪を長く伸ばし始めた時期や経緯、担任や周囲の教師の指導内容等の子細に関する情報を収集します。その際、教師からだけではなく、周囲の生徒からみた情報も積極的に收拾し、記録しておきます。表面的なことに囚われず、当該生徒の背景に何があるのかを慎重に見極めることが大切です。それがわかれば、解決への道筋が見えてきます。
- ◇ 頭髪の違反、不登校の状況を一刻も早く解決することが先決です。本人、保護者の理解が得られるように、家庭訪問を継続的に行いながら解決を図ります。スクールカウンセラーとも連携して、根気強く、取り組みます。コミュニケーションを重ね、誠実に対応することで、信頼関係を築きます。

中学生は思春期に入っているので、ちょっとしたトラブル等で悩むことが多くなっています。精神的にはまだ未熟な部分があるので、生徒の気持ちに寄り添いながら対応します。

失敗しないためのポイント

教育委員会・医療機関・弁護士との連携

- ◇ 教育委員会に事案の概要報告を行い、連携して解決を図ります。
- ◇ 学校が保護者の承諾を得て、主治医と直接話をし、連携する必要があります。主治医は、患者側（保護者）に寄り添っており学校に不信感をもっているケースも少なくありません。そこで、主治医に「学校の対応」と「状況の改善に向け学校が困っていること」を事実に基づいて正確に説明し、協力を依頼します。
- ◇ 弁護士に専門的な助言をもらい、学校は明確な方針をもって保護者との対応に当たります。

学校と関係機関が連携することで、事態が好転することがあります。学校は、関係機関の助言を受け、首尾一貫した対応をします。

事例8 学校の管理外で、生徒の加害責任から慰謝料と治療費を要求された事例

【事例内容】

中学2年女生徒が、学習塾からJRで帰るために乗車しようとしているとき、母親と一緒に下車しようとしている小学校低学年女児の肩に女生徒Eのカバンの端が当たった(らしい)。女生徒はそのことに気づかず乗車した。女児は特に気にする様子もなく、母親と一緒に下車した。しかし、母親は女児を連れて再度その列車に乗り込み、「謝れ」と女生徒にひどく迫った。女生徒は謝ったが、女児の母親は謝り方に納得せず、学校名、氏名を聞いて次の駅で降りた。後日、母親は女児の診断書を持って来校し、学校長に「このような女生徒がいるのは学校の教育が悪いからだ。納得のいく慰謝料と治療費を出すよう女生徒の保護者を指導してほしい」と要求した。

- 学校長は、来校した女児の保護者に対して「生徒の謝る態度については指導いたします。女生徒の保護者に対する治療費や慰謝料に関しては、督促する権限は学校にはないので応じかねます。」と伝えた。
- 学校は、女生徒とその保護者に対して、女児の母親から、再度の謝罪と慰謝料、治療費の要求があったという事実を伝えた。

失敗しないためのポイント

学校の権限の明確化

学校は深入りしすぎないことがポイントです。この件は通学時のことではありません。学校側が介入しすぎて、双方が話し合ったりする場を提供したり、謝罪について勧めたりすると、女生徒の保護者との信頼関係を失う危険性に発展することも考えておく必要があります。

要求してきた女児の母親への対応。学校長(又は教頭)が診断書の内容を確認した上で、①相手のケガと謝罪の有り様については相手側の災難を傾聴し思いやる対応が重要です。例えば、女児の母親に対して「お子さんがケガをされたことにつきましてはご心配だったでしょう。本校の教育を見直す情報をありがとうございます。謝る態度については指導いたしますので、それで許していただきたいと思います。」と伝えます。②治療費や慰謝料について生徒の保護者に指導することは丁寧にはっきりと断ることが重要です。例えば「申し訳ありませんが、治療費や慰謝料の指導に関しては督促する権限が学校にはありませんので応じられません。女生徒の住所もお伝えできません。」と伝えます。

女生徒とその保護者への対応。③学校側は女生徒を見守る姿勢であることや女生徒の住所は教えないことを女生徒と保護者に伝えることが重要です。まず女生徒から事実確認をします。また、周りに友だちがいた場合はそのときの様子について情報を得ます。それらの情報をもとに、相手側から執拗な要求で困っていないか等、今後の女生徒の様子を見守る必要があります。

- 女生徒の保護者は「これ以上謝罪も治療費を出す気は全くない。」と言った。
- 女児の母親は納得せずに、執拗に学校に電話をしたり、来校して指導を要求して来たりした。

成功したポイント

情報の提供と関係機関への相談

女児の母親へは、このままだと裁判で決着をつけることになることを告げます。また、これ以上執拗に学校に訴える行為を行うのであれば、弁護士に相談し法的手続きをとります。

事例9 保護者が児童を家から連れ出し、行方が分からなくなった事例

【事例内容】

家庭の事情から、母親が自分の子どもを家から連れ出して行方が分からない。母親からは何の連絡もなく、学校としては探しようがない。学校はどのような対応をする必要があるか。

失敗しないためのポイント

情報の収集・迅速な初期対応

- ◇ 行方不明が判明したら速やかに、保護者の親類等、学校が把握している家庭以外の連絡先に連絡し、情報を得る努力を行う。
- ◇ 情報が入手できない場合は学校がこれまでに得ている情報と取った対応を教育委員会に報告する。教育委員会と協議し、場合によっては警察への協力も検討する。
- ◇ 行方が判明し、安否の確認が取れるまで関係機関との窓口を設け、情報収集に努める。

行方が分かり、転校手続きが取られた場合

- ◇ 転出した先の学校から連絡が来るのを待つ。
- ◇ 担任は同じ学級の児童に対する説明を行う。家庭の事情で転校していったことを告げる。詳しくは話さない。

- 1年以上欠席が続いたとしても、その母親と子どもの住民票があり、転出先の学校からの書類送付の依頼がなければ、除籍にしない。

失敗しないためのポイント

各市町村の学籍事務取扱規準を確認

- ◇ 長野市立小中学校学籍事務取扱基準では、在学中に居所が不明になってしまった児童生徒について以下のように規定されている。
学校を欠席している児童生徒で、保護者や児童生徒と連絡がとれずに欠席を続けている場合には、学校において家庭訪問を実施し、児童生徒の所在を確認する。家庭訪問において、その所在が確認できない場合には、教育委員会（学校教育課）へ報告し、その指示に従う。その後、学校においては、児童生徒やその保護者の所在も就学先の学校もわからない（居所不明）場合（1年以上）について、その旨を教育委員会（学校教育課）へ報告し、在学しないものとして扱い除籍とする。除籍となった場合は、「転入学報告書」（転出）により教育委員会へ報告する。また教育委員会においては、住民基本台帳に脱漏や誤載があることを知ったときにあたるため、市町村長に通報しなければならない（住民基本台帳法第13条）。通報後、市民課の実態調査を受け学齢簿を削除する。
<http://www.nagano-ngn.ed.jp/iinkai/jimukenoa/tebiki/09/0904.pdf>
- ◇ 市町村によって対応が異なると思われる。各市町村の教育委員会に問い合わせ学籍事務取扱規準を確認し、指示に従う。

- 教育委員会、警察との情報交換を密にして、行方不明の親子の情報をいつでも入手できる受け皿を作っておく必要がある。

事例10 いじめを受けた児童の保護者から担任の責任を問われ、担任の転任を要求された事例

【事例内容】

小学校高学年の母親から「担任教師の指導（言葉遣い）のまずさが原因で、わが子が級友からいじめられるようになり、不登校になりかけている。担任を替えるか転任させてほしい。それができなければ、弁護士を通じて訴えたい。」との電話が校長にあった。校長や担任はどのような対応をしたらよいか。

○ 母親，担任，周りの児童などから情報を収集する。

失敗しないためのポイント

事実確認

- ◇ 担任の心ない発言の真相(事実確認，そうした指導の文脈や背景の整理)，不登校になりかけているという児童の状況(学校での友人関係，家庭状況など)を正確に把握する。
- ◇ 電話をかけてきた保護者からの情報収集を行う。その際は，保護者の心配に教師が理解を示し尋問調とならないように配慮しながら，「いつ，どこで，どのような出来事があったのか，それがどうして分かったのか」ということを，できるだけ具体的に 確認する。事実確認には情報収集の他に，「客観的事実」と「保護者の心配・憶測」を整理するねらいがある。いじめ被害を実際より大げさに受け取り，事実と憶測を混同している保護者に対しては，事実関係の聞き取りをより丁寧に行う必要がある。一通りの事実確認が終わった時点で，「○月○日に××という出来事があったのですね。」「そして今，お父さん／お母さんは△△といったことを心配されているのですね。」というように伝え，「客観的事実」と「保護者の心配・憶測」の区別を促す。

○ 保護者の意見に耳を傾け，思いを受けとめる。迅速で組織的な対応。

失敗しないためのポイント

誠意をもった対応

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇ 教務，学年主任は担任教諭や児童本人への面談や家庭訪問を迅速に行い，その対応の顛末を逐一管理職に報告し，早急に対策を講じる。 <p>担任及び学校側に過失がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 速やかに管理職と担任が家庭訪問を行い，明らかになった事実を報告し，保護者と児童に対して謝罪する。 ◇ 学年主任，生徒指導担当，担任等のチームで実態に即したいじめ不登校対策を速やかに実行する。保護者に対して学校としての今後の取り組みの計画を示し，理解を求める。
(担任及び学校側に過失がない場合も，いじめや不登校の事実があれば同様の対応を速やかに取る) | <p>担任及び学校側に過失がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ まずは，保護者の意見に耳を傾け，保護者の思いを十分に受けとめることが必要である。その上で，「なぜその方法がよいと思うのか／その方法に不都合な点はないだろうか」「子ども自身はどうして欲しいと思っているだろうか」等と尋ねることで，保護者や子どもが求めているものを明らかにする。その後明らかとなった客観的事実を伝え，保護者の要望をよりよい対応策を考えるきっかけと捉え，教師が保護者と一緒に取り組むことを確認する。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ 基本的に担任の転任に対しての要求には応じられないが，担任の交代については，担任及び学校側に明らかに過失がある場合，または担任と学級児童間の信頼関係が著しく損なわれている場合は，検討の余地がある。(その際は，他の保護者への対応も協議する必要がある)

○ 学級担任に対する適切な指導助言，カウンセリング等を実施する。

○ 訴訟問題に関しては教育委員会に報告し，対応を協議する。

事例11 仕事の都合による、児童の学習機会損失容認を要求する事例

【事例内容】

父親から「勤務の都合で子どもをしばらくの間校区外から通学させる。勤務の関係で毎朝 10 時以後でないと学校へは送り届けられないので、1 校時と 2 校時の授業は受けさせない。」との連絡があった。

○学校長は、このままで容認するわけにはいかない、この要求には応じかねる主旨を伝えた。「一度学校に来ていただいて一番よい策を一緒に考えましょう。」と来校を促した。

失敗しないためのポイント

最良策の検討と期間の明確化

- (1) 父親とじっくり話す機会を持ち、子どもの学習する機会を奪わないでよいようにするには、どのようにすればよいかを話し合うことがポイントです。
 - ① 本当に子どもが間に合うように来られる策はないのか、
 - ② 校区外がどれくらいの距離か、
 - ③ 父親以外の人に送ってもらう方法はないか、
 - ④ 子どもの生活状況、友だちとの関係面、精神面など多方面から考え、最良の策を父親と一緒に考える。
- (2) しばらくの間が、どのくらいの期間であるのかを明確にします。
 - ① 1~2 週間であれば学校で補充をすることで容認することも考えます。
 - ② 未定であるとか、一ヶ月以上になる場合は、子どもの学習する機会の損失予測（教育基本法第五条、第十条）。学校側の適応範囲を超えることから容認できないことを告げます。どうしても不可能な場合は、保護者に転校というかたちになることを話します。
 - ③ 期間が未定の場合、同学級の子どもたちへの影響、学級経営上の問題も発生するであろうことも考えておく必要があります。

○学校で話し合ったが、最良の策が見あたらなかった。どのくらいの期間かもはっきりとした返答がなかった。

成功したポイント

学習機会の確保と同学級の子どもへの配慮

父親の住まいのことも話し合った上で、学校や担任としても残念だが、このままでは、子どもの学習に支障になることを告げ、いったん、転校の手続きを勧めます。同学級の子どもたちのことについては、父親には話さずにおきますが、担任は学級経営上支障が出ないようにすることも考えておく必要があります。

危機管理法制ハンドブック

回答作成者：石松 敏幸・税所 賢一・柴田 悦子・鶴 拓也・中村 学

監修・編集：九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門准教授 元兼正浩

2011年3月

